

4. 参考資料

(1) 現場に掲示する標識類について (必須：法令等で定められたもの)

建設業の許可票	
商号又は名称	〇〇建設機
代表者の氏名	〇〇 〇〇
主任技術者の氏名	〇〇 〇〇
専任の有無	〇〇 〇〇
非専任	
監理 資格名	〇級土木施工管理技士 第〇〇〇号
資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別	一般建設業
許可を受けた建設業	土木、水道施設、管、舗装
許可番号	滋賀県知事許可(般-〇〇)第〇〇〇号
許可年月日	□□ 〇〇年〇〇月〇〇日

建設業法第40条

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	□□ 〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	〇〇〇〇〇〇
事業の期間	□□ 〇〇年〇〇月〇〇日から □□ 〇〇年〇〇月〇〇日まで
事業主代理人の氏名	〇〇 〇〇

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条

建設業の許可票	
商号又は名称	機〇〇設備
代表者の氏名	〇〇 〇〇
主任技術者の氏名	〇〇 〇〇
専任の有無	〇〇 〇〇
非専任	
監理 資格名	〇級土木 第〇〇〇号
資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別	一般建設業
許可を受けた建設業	水道施設、管
許可番号	滋賀県知事許可(般-〇〇)第〇〇〇号
許可年月日	□□ 〇〇年〇〇月〇〇日

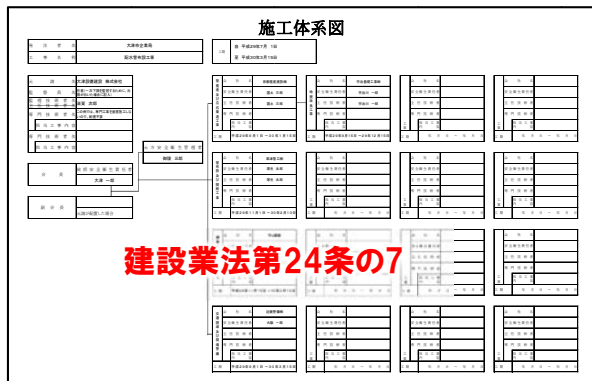
下請業者

建設業の許可票	
商号又は名称	機〇〇カッター
代表者の氏名	〇〇 〇〇
主任技術者の氏名	〇〇 〇〇
専任の有無	〇〇 〇〇
非専任	
監理 資格名	〇級土木 第〇〇〇号
資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別	一般建設業
許可を受けた建設業	とび・土工
許可番号	滋賀県知事許可(般-〇〇)第〇〇〇号
許可年月日	□□ 〇〇年〇〇月〇〇日

再下請業者

+ 作業主任者一覧表	
作業名	作業主任者氏名
地山の掘削及び 土止め支保工作業	〇〇 〇〇
エックス線作業	〇〇 〇〇
石綿作業	〇〇 〇〇
〇〇〇〇	〇〇 〇〇

労働安全衛生規則第18条



建設業法第24条の7



土木工事安全施工技術指針 第1章第4節5-(3)

事故発生

下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、当社あて下記の場所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設機
本社 総務課

建設業法施工規則第14条の3

**この工事の元請事業主は
建退共に加入しています**

**公共工事の入札及び契約の適正化
を図るための措置に関する指針**

第2-5-(3)-ハ

勤労者退職金共済機構

建退共事業本部

電話〇〇(〇〇)〇〇〇〇

【 参考 】 根拠法令等

※必ず最新の法令等を確認すること。

◆建設業の許可票関係

建設業法

(標識の掲示)

第四〇条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、**公衆の見易い場所**に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

◆施工体制関係

建設業法

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第二四条の七 **特定建設業者**は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

⋮

4 第一項の**特定建設業者**は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを**当該工事現場の見やすい場所**に掲げなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第十五条 **公共工事**についての**建設業法第二十四条の七第一項**、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「**特定建設業者**」とあるのは「**建設業者**」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「**見やすい場所**」とあるのは「**工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所**」とする。

建設業法施行規則

(下請負人に対する通知等)

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、**当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。**

一 作成建設業者の商号又は名称

二 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の七第二項の規定による**通知**（以下「**再下請負通知**」という。）を行わなければならない旨及び当該**再下請負通知**に係る書類を提出すべき場所

⋮

◆労災保険関係成立票関係

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

(建設の事業の保険関係成立の標識)

第七十七条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、**労災保険関係成立票**（様式第二十五号）を**見易い場所**に掲げなければならない。

◆作業主任者関係

労働安全衛生規則

(作業主任者の氏名等の周知)

第十八条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を**作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。**

◆緊急連絡体制関係

土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）

第1章 総則

第4節 工事現場管理

5. 緊急通報体制の確立

- (1) 関係機関及び隣接他工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。
- (2) 通報責任者を指定しておくこと。
- (3) **緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。**

◆建設業退職者共済関係

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

(平成13年3月9日閣議決定 一部変更平成26年9月30日閣議決定)

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(3) 施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

⋮

ハ.その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事实績を記入した工事カルテの登録の確認、**工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等**の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、公共工事については、法第15条第1項及び第2項により、下請契約を締結する全ての工事について、その作成及び発注者への写しの提出が義務付けられたところである。各省各庁の長等は、施工体制台帳の作成及び提出を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用するものとする。

(2) 建設工事と建設業の種類について

(滋賀県のホームページより)

※必ず最新版を確認すること。

建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	橋梁工事や下水道工事・ダム工事などを一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	一棟の住宅建築等一式工事として請負うもの。建築確認を必要とする増築等
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート打設工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、屋外広告物設置工事、道路付属物設置工事、法面保護工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>【解体工事業が新設（平成 28 年 6 月 1 日施行）】 従来「とび・土工工事業」で行っていた工作物の解体工事を施工する場合は、「解体工事業」の許可が必要となります。 ただし、施行日（H28.6.1）時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間は「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です（平成 31 年 6 月 1 日以降は、「解体工事業」の許可が必要）。</p> </div>				
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事

電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、破石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

【 追記 】 建設業許可事務ガイドラインより（平成 13年 4月 3日国総建第 97 号）

上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

機	機械器具設置 工事	機械器具設置 工事業	機械器具の組立て等により工 作物を建設し、又は工作物に 機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設 置工事、内燃力発電設備工事、 集塵機器設置工事、給排気機器 設置工事、揚排水機器設置工事、 ダム用仮設備工事、遊技施設設 置工事、舞台装置設置工事、サ イロ設置工事、立体駐車設備工 事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱 絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動 力設備又は燃料工業、化学工業 等の設備の熱絶縁工事、ウレタ ン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気 通信設備、放送機械設備、デ ータ通信設備等の電気通信設 備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通 信機械設置工事、放送機械設置 工事、空中線設備工事、データ 通信設備工事、情報制御設備工 事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のす え付け等により庭園、公園、 緑地等の苑地を築造し、道路、 建築物の屋上等を緑化し、又 は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、 地ごしらえ工事、公園設備工事、 広場工事、園路工事、水景工事、 屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく 孔、さく井を行う工事又はこ れらの工事に伴う揚水設備設 置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元 井工事、温泉掘削工事、井戸築 造工事、さく孔工事、石油掘削 工事、天然ガス掘削工事、揚水 設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建 具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ 取付け工事、金属製カーテンウ ォール取付け工事、シャッター 取付け工事、自動ドア取付け工 事、木製建具取付け工事、ふす ま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のため の取水、浄水、配水等の施設 を築造する工事又は公共下水 道若しくは流域下水道の処理 設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、 配水施設工事、下水処理設備工 事

消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避 難設備若しくは消火活動に必 要な設備を設置し、又は工作 物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリン クラー設置工事、水噴霧、泡、 不燃性ガス、蒸発性液体又は粉 末による消火設備工事、屋外消 火栓設置工事、動力消防ポンプ 設置工事、火災報知設備工事、 漏電火災警報器設置工事、非常 警報設備工事、金属製避難はし ご、救助袋、緩降機、避難橋又 は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施 設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施 設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

【解体工事業の新設(平成 28 年6月1日施行)に関する経過措置について】

施行日(H28.6.1)時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間は「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です(平成 31 年6月1日以降は、「解体工事業」の許可が必要)。

(3) 労働安全衛生法に定める資格等一覧

(厚労省のホームページより) **※必ず最新版を確認すること。**

※選任欄に★マークがついている作業(業務)は作業主任者の選任が必要

クレーン等

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
	クレーン・デリック運転者	つり上げ荷重が5t以上のクレーン・デリックの運転	免許(クレーン・デリック運転士、クレーンのみ運転できる限定免許を設定)	安衛令20(6)(8)クレーン則22、108
		つり上げ荷重が5t以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式	免許(クレーン・デリック運転士)又は技能講習修了者	安衛令20(6)クレーン則22
		1. つり上げ荷重が5t未満のクレーン・デリックの運転 2. つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハの運転	免許(クレーン・デリック運転士)技能講習修了者特別教育修了者	安衛則36(15)(17)クレーン則21、107
	移動式クレーン運転者	つり上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転	免許(移動式クレーン運転士)	安衛令20(7)クレーン則68
		つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転	免許(移動式クレーン運転士)又は技能講習修了者	安衛令20(7)クレーン則68
		つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転	免許(移動式クレーン運転士)技能講習修了者特別教育修了者	安衛則36(16)クレーン則67
	建設用リフト運転者	建設用リフトの運転	特別教育修了者	安衛則36(18)クレーン則183
	玉掛け作業者	制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	技能講習修了者	安衛令20(16)クレーン則221
		制限荷重が1t未満の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	特別教育修了者	安衛則36(19)クレーン則222

ゴンドラ

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
	ゴンドラ操作者	ゴンドラの操作	特別教育修了者	安衛則36(20)ゴンドラ則12

建設機械等

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文	
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み・掘削用)運転者	機体重量3t以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務。ただし、道路上の走行を除く。	技能講習修了者	安衛令20(12)
		機体重量3t未満のもの		特別教育修了者	安衛則36(9)
	車両系建設機械(基礎工事用)運転者	機体重量3t以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務。ただし、道路上の走行を除く。	技能講習修了者	安衛令20(12)
		機体重量3t未満のもの		特別教育修了者	安衛則36(9)
	基礎工事用建設機械運転者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務	特別教育修了者	安衛則36(9-2)	
	車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作(車体上の運転席における操作を除く)	特別教育修了者	安衛則36(9-3)	
	車両系建設機械(締固め用)運転者	ローラーの運転業務(道路上の走行を除く)	特別教育修了者	安衛則36(10)	
	車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作を行う者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務	特別教育修了者	安衛則36(10-2)	

建設機械等（つづき）

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文	
	車両系建設機械(解体用)運転者(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)	機体重量3t以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務。ただし、道路上の走行を除く。	技能講習修了者	安衛令20(12)
		機体重量3t未満のもの		特別教育修了者	安衛則36(9)
	ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転業務	特別教育修了者	安衛則36(10-3)	
	高所作業車運転者	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務(道路上の走行運転を除く)	技能講習修了者	安衛令20(15)	
		作業床の高さが10メートル未満の運転の業務(道路上の走行運転を除く)	特別教育修了者	安衛則36(10-4)	
	不整地運搬車運転者	最大積載量が1t以上の運転の業務(道路上の走行運転を除く)	技能講習修了者	安衛令20(14)	
		最大積載量が1t未満の運転の業務(道路上の走行運転を除く)	特別教育修了者	安衛則36(5-3)	
	軌道動力車運転者	軌条により人又は荷を運搬する動力車の運転業務	特別教育修了者	安衛則36(13)	
	フォークリフト運転者	最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転業務(道路上の走行運転を除く)	技能講習修了者	安衛令20(11)	
		最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転業務(道路上の走行運転を除く)	特別教育修了者	安衛則36(5)	
	ショベルローダー等運転者	最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務(道路上の走行運転を除く)	技能講習修了者	安衛令20(11-2)	
		最大荷重が1t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務(道路上の走行運転を除く)	特別教育修了者	安衛則36(5-3)	
	ジャッキ式つり上げ機械	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務	特別教育修了者	安衛則36(10-4)	

巻き上げ機

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
	巻き上げ機運転者	動力駆動の巻き上げ機(電気ホイスト・エアホイスト・及びこれら以外の巻き上げ機でゴンドラに係るものを除く)	特別教育修了者	安衛則36(11)

砥石

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
	研削砥石取替試運転作業者	研削砥石の取替え又は取替え時の試運転	特別教育修了者	安衛則36(1)

溶接

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の作業	免許	安衛則314、316
	ガス溶接作業者	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	技能講習修了者	安衛令20(10)
	アーク溶接作業者	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	特別教育修了者	安衛則36(3)

電気

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
	電気取扱者(高圧又は低圧)	充電回路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作、充電部分が露出した開閉器の操作	特別教育修了者	安衛則36(4)

火薬

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
	発破技士	発破の業務(せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理)	免許(発破技士)	安衛令20(1) 安衛則318

酸欠作業

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	酸素欠乏危険作業主任者	第一種及び第二種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者(一種・二種)	酸欠則11
	酸素欠乏危険作業者	酸素欠乏危険作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則36(26) 酸欠則12

粉じん

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
	特定粉じん作業者	常時特定粉じん作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則36(29) 粉じん則22

貨物取扱・荷役作業

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	はい作業主任者	高さが2m以上のはいはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによっておこなわれるものを除く)	技能講習修了者	安衛則428、429
★	船内荷役作業主任者	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数500t未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く)	技能講習修了者	安衛則450、451
	揚貨装置運転者	制限荷重5t以上の揚貨装置の運転の業務	免許(揚貨装置運転士)	安衛令20(2)
		制限荷重5t未満の揚貨装置の運転の業務	特別教育修了者	安衛則36(6)
	玉掛け作業者	制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	技能講習修了者	安衛令20(16) クレーン則221
		制限荷重が1t未満の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	特別教育修了者	安衛則36(19) クレーン則222

プレス作業

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	プレス機械作業主任者	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則133、134
	プレス金型取替作業者	動力プレスの金型、シャアの刃部又はプレス若しくはシャアの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取り外し又は調整の業務	特別教育修了者	安衛則36(2)

林業

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	林業架線作業主任者	次のいずれかに該当する機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業イ 原動機の定格出力が7.5キロワットをこえるものロ 支間の斜距離の合計が350メートル以上のものハ 最大使用荷重が200キログラム以上のもの	免許	安衛則513、514
	伐木等機械の運転の業務	伐木等機械(伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。)の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	特別教育修了者	安衛則36(6の2)
	走行集材機械の運転の業務	走行集材機械(車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。)の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	特別教育修了者	安衛則36(6の3)
	機械集材装置の運転の業務	機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。以下同じ。)の運転の業務	特別教育修了者	安衛則36(7)

林業（つづき）

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
	簡易架線集材装置又は架線集材機械の運転の業務	簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げるにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	特別教育修了者	安衛則36(7)の2
	立木の伐木作業者	胸高直径70cm以上の立木の伐木、胸高直径20cm以上で、かつ重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務	特別教育修了者	安衛則36(8)
	チェーンソー作業者	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務	特別教育修了者	安衛則36(8)の2

ボイラー・圧力容器等

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	ボイラー取扱作業主任者	ボイラーの取扱い作業	免許(特級・1級・2級)技能講習修了者	ボイラー則24、25
	ボイラー取扱者	ボイラーを取扱う業務	免許(特級・1級・2級)技能講習修了者	安衛令20(3)
		小型ボイラーを取扱う業務	特別教育修了者	安衛則36(14)
★	第一種圧力容器取扱作業主任者	化学設備に係る第一種圧力容器の取扱い作業	技能講習修了者(化学一圧)	ボイラー則62-1、63
		化学設備に係る第一種圧力容器の取扱い作業以外の作業	ボイラー技士免許技能講習修了者(化学・普通一圧)	ボイラー則62-1、63
	ボイラー等の溶接作業者	ボイラー・第一種圧力容器の溶接の業務	免許(特別・普通)	安衛令20(4)
	ボイラー据付作業指揮者	ボイラー据付の作業	必要な能力を有すると認められる者	ボイラー則16、17
	ボイラー等の整備作業者	ボイラー・第一種圧力容器の整備の業務	免許(ボイラー整備士)	安衛令20(5)
	特殊化学設備作業者	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務	特別教育修了者	安衛則36(27)

高気圧作業

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	高圧室内作業主任者	高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業)	免許	高圧則10
	圧縮機操作係員	作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務	特別教育修了者	安衛則36(20)の2 高圧則11
	送気調節係員	作業室又は潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則36(21・23) 高圧則11
	加減圧係員	気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則36(22) 高圧則11
	再圧室操作係員	再圧室を操作する業務	特別教育修了者	安衛則36(24) 高圧則11
	高圧室内作業者	高圧室内作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則36(24)の2 高圧則11
	潜水土	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	免許(潜水土)	安衛令20(9) 高圧則12

ロボット

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
	ロボットへの教示等作業者	ロボットへの教示等の業務	特別教育修了者	安衛則36(31)
	ロボットの検査等の作業者	ロボットの検査、修理若しくは調整等の業務	特別教育修了者	安衛則36(32)

空気充填

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
	タイヤの空気充填作業者	自動車用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充填する業務	特別教育修了者	安衛則36(33)

放射線等

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	エックス線作業主任者	放射線業務にかかる作業	免許	電離則46、47
★	ガンマ線透過写真撮影 作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	免許	電離則52-2、-3
	エックス線等透過写真 撮影者	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務	特別教育修了者	安衛則36(28)
	核燃料物質等取扱業務 従事者	加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内において核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取扱う業務	特別教育修了者	安衛令36(28-2)
		原子炉施設の管理内において、核燃料物質若しくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務	特別教育修了者	安衛則36(28-3)

製材木工

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械5台以上(自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は3台以上)有する事業場において行う当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則129、130

乾燥設備

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	乾燥設備作業主任者	次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業イ 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のものロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が固体燃料にあつては毎時10kg以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が10kW以上のものに限る)	技能講習修了者	安衛則297、298

採石

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	採石のための掘削 作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削の作業	技能講習修了者	安衛則403、404
	発破技士	発破の業務(せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理)	免許(発破技士)	安衛令20(1)安衛則318

建設工事

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	コンクリート破砕器 作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	技能講習修了者	安衛則321-3・-4
★	地山の掘削及び 土止め支保工作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け取りはずしの作業	技能講習修了者	安衛則359、360、374、375
★	ずい道等の掘削作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	技能講習修了者	安衛則383-2・-3
★	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工の作業	技能講習修了者	安衛則383-4・-5
	ずい道内作業者	ずい道等の掘削、覆工等の作業	技能講習修了者	安衛則36(30)
★	型わく支保工の組立て等 作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則246、247
★	足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則565、566
	足場の組立て作業等作業	足場の組立て、解体又は変更の作業にかかる業務	技能講習修了者	安衛則36(39)
★	建築物等の鉄骨の組立て等 作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則517-4、-5
★	鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5mであるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。)の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則517-8、-9
★	木造建築物の組立て等 作業主任者	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛則517-12、-13
★	コンクリート造の工作物の 解体等作業主任者	高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則517-17、-18
★	コンクリート橋架設等 作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上のもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。)の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則517-22、-23
	発破技士	発破の業務(せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理)	免許(発破技士)	安衛令20(1) 安衛則318
	ロープ高所作業	高さが二メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則36(40)

有害物質

選任	作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
★	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	特定化学物質を製造し、又は取扱う作業四アルキル鉛等に係る作業	技能講習修了者	特化則27、28 四アルキル則14、15
★	鉛作業主任者	鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業	技能講習修了者	鉛則33、34
★	石綿作業主任者	特定石綿等を製造し、又は取り扱う作業	技能講習修了者	石綿則19
	石綿取り扱い作業者	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業	特別教育修了者	石綿則27
	四アルキル鉛作業者	四アルキル鉛を取り扱う等の業務	特別教育修了者	安衛則36(25) 四アルキル則21
★	有機溶剤作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とその含有量が5%を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則19、19-2
	廃棄物処理施設作業従事者	廃棄物処理施設において、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務	特別教育修了者	安衛則36(34)
		廃棄物処理施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務	特別教育修了者	安衛則36(35)
		廃棄物処理施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務	特別教育修了者	安衛則36(36)